

1. 会合名	「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」等の見直しに関するワーキング・グループ」(第28回)
2. 日 時	平成28年3月24日(水) 午後1時00分～午後1時40分
3. 議 案	1. 景品類の提供に係る「取引の価額」の考え方等に関する留意事項について(意見照会結果及び対応案) 2. その他
4. 主な内容	1. 景品類の提供に係る「取引の価額」の考え方等に関する留意事項について(意見照会結果及び対応案) 事務局より第26回WG(平成27年12月21日(月)開催)終了後に実施した意見照会の結果を踏まえた対応案について資料1および別紙1に基づき説明を行い、大要以下のとおり意見交換が行われた。 (主な意見等) (1)「通常行われる取引の価額のうち最低のもの」の考え方について (2)総付景品における「正常な商慣習に照らして適当と認められる」限度について 上記2点について、事務局より、第27回WG(平成28年3月17日)の議論を受けた修正案について説明を行い、内容について合意した。 (3)キャッシュバックについて 資料1、3.(2)の一番下の記載に「他社に支払われる代金の割戻しは、キャッシュバックに該当せず、…」と記載されているが、現在各社が行っている口座移管キャンペーンについても、景品規制の対象になるという趣旨か。 ⇒ この記載の趣旨は、「自社」に支払われた代金の割戻しでなければ、「キャッシュバック」には該当しないということである。口座移管キャンペーンは本来他社に支払うべき手数料を負担するものであるため、キャッシュバックには該当しない。では、他社に支払われる代金の割戻しが景品規制の対象になるのかというと、この点については、取引を行うために社会通念上認められる行為は景品規制の対象ではないとの理解である。例えば、店舗に駐車場が無く、顧客が近隣の有料駐車場を利用する際の代金を顧客の代わりに負担するというのは、社会通念上認められ、一般的には景品規制の対象外であると考えられる。口座移管キャンペーンについても、自社で取引を行うために、口座移管の必要があり、そのための社会通念上認められる必要な経費として顧客に代わり自社が負担しているものであり、各社で景品規制の対象外であると整理されているとの認識である。(事務局) ⇒ 景品としての提供、キャッシュバック、社会通念上認められる返金という3つの考え方があると思うが、それぞれに該当するものにはどのようなものがあるかを明確に示して欲しい。また、「他社に支払われる代金の割戻しは、…(中略)景品類の提供可能額の範囲内で行う必要がある」という書き振りでは、口座移管キャンペーンは景品規制の対象であるとWGメンバー以外は誤解するのではないか。 ⇒ 社会通念上認められると考えられるケースを「広告等に関する指針」に列挙することは難しい。「他社に支払われる代金の割戻しは、キャッシュバックに該当しない」としているのは、例えば、投資信託の場合、信託報酬も手数料に含まれると考えられるが、それは買付時に入ってくるものではないので買付時にキャッシュバックすることはできないということ、また、信託報酬は委託会社と販売会社で案分するものである。販売会社がキャッシュバックできるのは自社が得る金額のみであると考えられるということなど、キャッシュバックという用語の誤用を防ぐための記載としてはど

	うかという趣旨である。(事務局) - 証券会社が顧客から受け取る株式の委託手数料は、証券会社が取引所に支払う場口銭等も加味して設定されていると考えるが、委託手数料全額のキャッシュバックが可能と認められるという認識でよい。 ⇒ その認識である。証券会社が取引所に支払う場口銭も販管費の一部である。株式委託手数料については、証券会社が顧客から全額を「代金」として受領するものであるため、全額をキャッシュバックしてよいと考えられる。なお、債券等の店頭取引において、「債券の店頭取引については手数料を頂かない」旨を契約締結前交付書面で説明しているケース等があると思うが、そういった場合は、頂かないとしている「手数料」としてのキャッシュバックはできないものと考えられる。(事務局) (4)委託取引・非委託取引における「取引の価額」の考え方について 委託取引・非委託取引については考え方を再整理する必要があるとの意見は少なく、再整理はしない旨合意した。 - デリバティブ取引について実際に景品提供を行っている会社はあるのか。 ⇒ 景品提供で多く目にするのはF X取引の口座開設キャンペーン等である。証券C F D取引やバイナリーオプション取引を行うにあたっての取引価額の考え方について相談を受けたことはないが、景品提供はありうと思われる。(事務局) ⇒ デリバティブ取引の景品提供に関する考え方は、本協会として整理する必要性も低いようなので、特に整理しないこととしたい。 (5)「取引の価額」の考え方と課徴金制度における「売上額」の考え方が異なることについて 考え方を一致させる必要性はないとの意見が多数であったため、考え方を一致させるための検討を行わない旨合意した。 - 景品に係る「取引の価額」を整理することで、課徴金制度における「売上額」が営業収益であると整理するための根拠のひとつとなる可能性があったが、その点を整理しないということならば、各社において「売上額」の考え方を明確にしておく必要があると思われる。(事務局) 2. その他 前回及び今回のWGでの議論を受け、事務局で「広告等に関する指針」の改訂案を修正し、意見照会を行う。WGにおいては項目ごとに議論を行ったが、全体の整合性が取れているかという観点からも確認いただきたい。 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（０３－３６６７－８４７０）